

2025年日本国際博覧会における家庭用品対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、家庭用品対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）やその他関係機関と連携し、次の事業を実施することで2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場内における家庭用品対策の徹底を図る。

- （１）家庭用品試買検査等の実施
- （２）家庭用品に係る来場者等からの苦情相談対応
- （３）家庭用品販売事業者に対する知識の普及啓発

3 実施内容

（１）試買検査等の実施

博覧会会場内で販売される家庭用品（輸入品を含む。）のうち、販売店における販売状況や近年の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則で定める基準」への違反発生状況等を踏まえ、適切な品目を選定し試買検査を実施する。なお、試買検査で基準値を逸脱した場合は、当該品と同一製品の収去検査を実施する。

収去検査の結果においても基準値を逸脱した場合は、当該品の販売業者等に同一製品の販売を中止させるとともに、品質管理状況等について調査し、その原因を究明する。また、調査結果に応じて販売方法の改善等を指導するとともに、必要に応じて処分等の行政措置を行う

こととする。

(2) 来場者等からの苦情相談対応

来場者等から家庭用品に係る苦情相談が寄せられた際には、内容を詳細に確認し、必要に応じて販売店の立入調査等を実施する。

(3) 知識の普及啓発

博覧会開催前から博覧会協会と連携し、家庭用品販売事業者の把握に努め、これら事業者への注意喚起を行う。

4 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

令和6年7月23日策定